

令和7年度 第11回 美郷町農業委員会議事録

令和7年度 第11回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和8年2月25日（水）

9：30～11：00

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 1人）

7. 浅原 謙	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎（欠）	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 新田晋太郎委員・烏田裕一委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 令和8年度 農作業標準賃金（農作業請負金額）について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

第3 その他報告事項

<p>会 長</p>	<p>それでは皆さんおはようございます。衆議院議員選挙の日は大雪で、大雪のせいで自由民主党が大勝しましたが、高市首相一人でそんなに票が取れるものかと不思議だなあと思いました。かつてないほどの大勝利だということで、衆議院の解散はないでしょう。そのあと10日間ぐらいいい天気が続いて、私の方は去年の秋に残った仕事をようやく片づけたのですけれども、去年稲刈りで大変だったところはやっぱり天気が続いても水がたまっただけで、とてもではないですが機械を田に入れる状況ではないです。石原の方も聞いてみたらまだ無理だそうです。水がたまってね。もっと暖かくなって天気が続けばまた田の土が固くなると思いますが。やっぱり秋に大変だった田は春も手こずるね。どうもそんな傾向です。今年は早く暖かくなるらしいですので、予想でいくと。早いところ田ごしらえも始まるのではないかと思います。その分また水不足が懸念されますけれども、こればかりはどうか分かりません。農業委員の任期も7月いっぱいということで、その前段で6月の議会で承認を得て、任命が決定するというので、その前段で農業委員の候補者がそろわないと議会にかけられませんので。町の広報に載っていたのかな。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第2回連合自治会長会議の資料ですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>連合自治会長会議の資料に載っておりましたけれども、3月から公募をかけて連合自治会推薦、または自薦と合わせて募集しておりますので、若い人は引き続き頑張ってお願いを失態と思っております。1回ほど6月までにそろわなくて、臨時議会を開いて決定をしてもらった経緯がありますので、なるべくなら6月までにスムーズに出そろって、スムーズに任命ができますようお願いしたいと思います。各自治会に持ち帰って、話のない自治会は自ら話をしてください。お願いします。ということでそれでは第11回の農業委員会総会を始めたいと思います。本日の議事録署名委員さんは、6番委員さんと3番委員さんをお願いします。欠席は10番委員さんです。それでは議事の方に入ります。議案第1号について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>皆さんおはようございます。それでは資料に沿って説明させていただきます。それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条」</p>

	<p>についてです。資料2ページです。</p> <p>今回1件の申請がありました。所在地は村之郷◎◎◎◎ほか計2筆。登記簿地目及び現況地目はすべて田。農地面積は合計3,425㎡。譲渡人は大阪府在住の●●●●さんで、譲受人は村之郷在住の○○○○さんです。こちらは所有者が遠方に住んでおられますので譲受人が農地を購入して管理をするということです。場所ですが資料3ページ、こちら村之郷1集落から村之郷2集落へ入りところの航空写真です。黄色い印がしてあるところが対象農地で、向かって右が村之郷◎◎◎◎、左の方が同じく△△△△の農地です。現地確認ですが資料4ページ、こちら4番委員さんと7番委員さんにそれぞれ現地確認してもらっています。説明は以上になります。</p>
会 長	<p>それでは現地確認の状況を4番委員さんお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>7番委員さんと現地確認をしまして、全然田として使ってもらえるので、今までも耕作をされていたようなので大丈夫だと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。○○○○さんはもう耕作されておられたのかな？</p>
4 番 委 員	<p>1枚の田は○○○○さんが耕作されています。</p>
事 務 局	<p>村之郷◎◎◎◎はすでに利用権設定がされています。</p>
会 長	<p>これはなんか離れているな。そうでもないのか。</p>
事 務 局	<p>ちょっと離れていますね。</p>
会 長	<p>何か皆さんから意見はありますか。●●●●さんの家はどこなのかな。</p>
事 務 局	<p>●●●●さんの家はちょっとこの農地の位置から南側の方にもともと家がありました。</p>
会 長	<p>この▽▽▽▽のところはどこの家かな。</p>

事務局	こちらの家ではないです。●●●●さんはもともと村之郷2集落の方ですので、この航空写真には掲載されていないですね。この写真よりもっと南側になります。
会長	ここの農地は地元の農事組合法人が耕作しているところではない？
7番委員	ここは個人で耕作されています。この道が境なので。道から南の方を。
会長	○○○○さんもよく耕作されていますね。
7番委員	頑張っておられます。農事組合法人の方も耕作してもらわないといけないし、個人でも耕作してもらっているし。
会長	農事組合法人にも入っている？
7番委員	手伝ってね。機械を使ってもらっているし。
会長	そうなんだ。ということできれいに管理をされておられます。それでは質問がないようですので採決に入りたいと思います。議案第1号について賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	はい、議案第1号は全員一致で承認されました。続きまして議案第2号について事務局の説明をお願いします。
事務局	では議案第2号「農地法第5条」についてです。資料は5ページです。今回一時転用ということで、令和2年に届出があった件の更新の届出がありました。所在地は港◎◎◎◎ほか計14筆。登記簿地目及び現況地目は田が13筆、畑が1筆です。面積は合計11,060㎡です。こちら所有者は港在住の●●●●さん他計8名の農地を島根県県央県土整備事務所が公共事業の廃土処理のために借りて事業をしておられます。場所ですが資料7ページ、こちら資料7ページから8ページにかけて県道別府川本線の港のところの工事

	<p>をしているところで、該当するところは借地として図面で青く塗ってあるところが該当する農地です。もともと農地があったところの約半分ぐらいが県の方で買収しておりまして、残ったところが引き続き借地として借りるとのことです。ただこの図面ではわかりずらいので資料9ページ、こちら島根県県央県土整備事務所からの届出の資料からを基に掲載しております。君谷川の河口付近のところが該当地で、ちょうど今借地のところは廃土処理をするための仮設の道路をつけているところが該当するところです。現地確認ですが資料10ページ、2番委員さんと13番委員さんに現地確認をしてもらいました。こちらですが平成30年からの4月から廃土計画をされておりまして、予定としては令和11年までですが、3年ごとに更新ということ。事業完了は令和14年とのこと。説明は以上です。</p>
会 長	<p>現地確認を2番委員さんお願いします。</p>
2番委員	<p>工事をしているところから残土を運ばれているということで、現状の契約の更新をされるということでしょうかと思います。</p>
会 長	<p>3年3年の切り替えだから、もう1回切り替えがあるということだな。</p>
事 務 局	<p>令和11年の時にまた届けがあります。</p>
会 長	<p>しかし上手に撮ってあるな。</p>
事 務 局	<p>これはドローンを使っただけの撮影と思われます。</p>
会 長	<p>しかし道路がついているところは買収済ということ？これが借地なの？</p>
事 務 局	<p>君谷川沿いのところは借地ということ。</p>
会 長	<p>これは新しいトンネルの残土を入れるということ。</p>
13番委員	<p>もうトンネルの工事は済んでいますよ。</p>

<p>会 長</p>	<p>じゃあなぜ後6年かかるの？</p>
<p>13番委員</p>	<p>青く塗ってあるところを整備して農地に返す整備をしないとイケないけれど、そこまで行ってないし。そこは川本から地頭所までは道路拡張をするからな。今住居が立っているところの上から一度橋を渡って、今度こちらへ川を渡る予定だったのが、橋が一本になるらしいから。竹の駅のところから、上で一度橋を渡って、今度こちらへ渡る予定だったのが、橋が一本になるそうです。竹の駅の方から市井原に向けて橋が一本かかるそうで、橋が一本減るということで、この工事費で地頭所まで道が拡張して、道が上がるらしいです。まだそういうところできれいな道がついている。仮設道路から県道の方は県が買収しているらしいです。</p>
<p>会 長</p>	<p>昔の道路だよね。なんかこのままでいいような気がするけど。どうせ田の耕作はもうできないだろうから。</p>
<p>13番委員</p>	<p>もう耕作は無理です。あそこに港の人の田はあったけど、大きい石などで埋まっているから、どうにもできません。</p>
<p>12番委員</p>	<p>その前に水が上がらないです。</p>
<p>13番委員</p>	<p>第一水もたまらないです。</p>
<p>会 長</p>	<p>という説明です。わかりました？とりあえず令和11年の3年先にこのような届出が出てくるということです。ということで、何かわからないことがありますか？まあこのような開発に関係することは全くわからないから。伸びる可能性はあります。ということで採決を問っていいですか？では議案第2号についての賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業委員全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。全員挙手で議案第2号は可決されました。続きまして議案第3号について事務局からの説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では議案第3号「非農地判断」についてです。資料は11ページです。今回1件の案件があります。所在地は村之郷◎◎◎◎ほか計3筆。登記簿地目及び現況地目は田が2筆、畑が1筆です。面積は合計347㎡です。こちらの所有者は広島市在住の●●●●さんです。場所ですが資料12ページ、こちら先ほど議案第1号と同じような場所が写っておりますが、村之郷1集落から村之郷2集落へ入るところの農地となっております。黄色い印が3箇所ありますが、右から◎◎◎◎、○○○○、△△△△となっております。印のところの下のところは●●●●さんの元家でして、空き家になっていて、宮内在住の方と家屋の購入の手続きにかかろうとしているところです。現地確認ですが資料13ページ、現地確認を4番委員さんと7番委員さんをお願いしております。資料の上の写真が村之郷◎◎◎◎で、橋が見えますが橋の下のところはわずか44㎡の田がありました。下の写真ですが、こちらに●●●●さんの元家が写っておりますが、目の前のところに舗装してありますけれど、この手前側の方が○○○○、奥側の方が△△△△で、家と納屋の前のところが農地の境界となっております。ここの農地の現状なんですけど、昔こちらの道路の区画整理があったところのなごりとのことだそうです。</p>
会長	<p>これよくわからないけど、現地確認の説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>7番委員さんと現地確認をしました。もうどこが田なのか畑なのかわからない状況なので、非農地でいいと思います。</p>
会長	<p>よくわからないけれど、この道路はアスファルトがしてあるの？これは道路なの？庭なの？どっちなの？</p>
4番委員	<p>たぶん庭なんじゃないでしょうか。</p>
会長	<p>なんか道路だけのところも大したところでもなさそうだし。手前が2畝で向こう側が1畝か。1畝もないのかな。</p>
事務局	<p>1畝あるかないかぐらいです。</p>
会長	<p>このアスファルトは道路にしては、車が通るにはおかしいよう</p>

	な。
4 番 委 員	この人の家のために作った道路じゃないですか。
7 番 委 員	これはここを通過して抜けるとか。これは本人がやったような感じで、公共的なものではないでしょう。なにもなしに昔々この地主の●●●●さんがやったかどうか。
会 長	この橋の方に向けては農道になっているの？
5 番 委 員	この橋を架けたときについでに道路にしたのでは？
7 番 委 員	橋のところは新しいところだから。こちらに旧道があるから。だからこの橋を作るときにどうしてかこんなことになったのかなど。舗装してあがるか何かわかりませんが。田や畑には見えないけれど。
会 長	これは始末書問題だな。生きていれば。
7 番 委 員	本人さんは亡くなっていないけど。家の方もおられないからわからないし。おられれば話はできるけど。
事 務 局	こちらですが、5番委員さんが言われたように、こちら橋がありますが、橋を作るときの担当者に聞いたのですが、町村合併前の平成14年ぐらいに橋ができました。その時にこちらに住んでいる方が道路をつけてほしいとのことで、写真に載っている道はすでに公共道路となっていて、今回該当する農地は、道路の下の水路と川の間のところは農地でして、下の方は元々農地だったんですが、公共道路とするならば家の入り道として道路にしてほしいということ、金銭等は別々にして対応されたそうです。要するに家の前は自分で宅地所有者の方がお金を出されてされたそうです。ただその手続きをされてないということで、この下の2つの農地の件は始末書提出ということであれば、話をして始末書を提出してもらおうようにしようと思います。
会 長	これは顛末書提出です。役場も悪いのでは？

事務局	いいえ、役場としては家の手前までは公共事業としてすでに関収をしております。平成14年の工事の時、平成16年までには済んでいると思います。
会長	ここは田だったところが行政の公共工事で道路になって、その下の残ったところは農地のままということなんだな？わずか44㎡だが。
12番委員	本来雑種地にするところをそのままにしたんだな。残地処理をしていなかったんだ。
会長	ここは県の事業でも道路になって、余分に残ったところはよくあるよ。これはまあ仕方がない。この家の前については田などを勝手に道路にしているからもう農地には戻ることはない。これは顛末書を出して形だけでもつけてもらわなければならない。
事務局	その方がすっきりするでしょう。
会長	そうしてもらいましょう。この件は、承認するならそのことを前提に。今までこのような前例はみんな顛末書を出してもらっている。勝手に農地でないようにしたものは、これは元に戻せと言っても無理だから。
5番委員	この水路は利用できないんですか？
会長	これは排水路でしょう。
事務局	農業用水路ではないでしょう。
会長	そういう条件付きならいいと思います。他に意見はありませんか？
事務局	こちらの家の方につきましても、宮内在住の方が購入して生活されるということで、このようなタイミングだったということです。
会長	これは旧大和村の時にちゃんとしておかないとダメだよ。わかっているんだから舗装しているのが。

事務局	その時に農業委員会に話をしてもらわないと。
会長	それでは採決を取りたいと思います。条件付きで。議案第3号について賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会長	全員挙手されましたので、顛末書の方をよろしくをお願いします。
事務局	わかりました。
会長	続きまして議案第4号について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議案第4号「令和8年度 農作業標準賃金（農作業請負金額）」についてです。資料14ページです。毎年2月にその年の4月以降の農作業標準賃金について審議しております。こちらA3の紙で近隣市町村のここ3年間の推移の一覧表を作っております。</p> <p>今回調べてみたところ、川本町と飯南町は美郷町と同じように今頃の農業委員会総会にて審議をして、4月以降の標準賃金を決めておりますが、邑南町は大体12月の農業委員会総会において、その翌年の標準賃金を決めているそうです。それで邑南町の令和8年分の資料をいただいて、こちらに掲載しております。真ん中の赤字で記載しておりますが、令和7年に比べると結構金額が上がっていることが顕著に見えます。こちらについて邑南町農業委員会の担当者に聞いたところ、総会の審議の時に、県内の最低賃金が上がっていたりすることもあって金額を上げたということです。例えば一般作業賃金ですけれども、邑南町でしたら一日9,680円で、これを8時間で割りますと1時間当たり1,210円ということだそうです。県の最低賃金については令和7年の11月に1時間当たり1,033円ということで、一般作業賃金も上げられたんだと思います。今まででしたら一部のところを変更したりして、昨年度は稲刈りのコンバインを1,000円ほど上げておりますけれども、今回はちょっと考えないといけないかなと思います。ということで今回議案として挙げさせてもらいました。</p>
会長	ありがとうございます。実際にどれだけ利用があるかだよな。村之郷の

	農事組合法人とか一般の家庭から話しがあるかな？
7 番 委 員	ないですね。ほとんど他から頼まれることはないし。農事組合法人が対応する単価を決めるぐらい。
会 長	4番委員さんの農事組合法人の方もない？
4 番 委 員	うちの農事組合法人ではないですが、うち個人ではあります。
会 長	結構ありますか。これを基準に？
4 番 委 員	はい。
会 長	小松地の方はどうですか？
2 番 委 員	あんまりそれはないですね。
会 長	3番委員の方は？
3 番 委 員	ないです。
会 長	沢谷はあまり聞かれないな。たまに稲刈りを頼まれたがどうだろうか、という問い合わせはあるが。まあ頼む方は安い方がいいし、頼まれる方は高い方がいいし。バランスを取ってやらなければいけないが。確かに1時間当たりの最低賃金がどこも上がっているからな。上げるのが本当かもしれないが。それで4番委員さんも頼まれるときに荒起こしをして、荒代を掻いて、植代を掻いて、ほとんど3点セットで、このうちどれかだけを頼まれたことはある？
4 番 委 員	それはないですね。
会 長	3点セットだよな。邑南町が示しているのは全部一括で24,000円になっています。で、去年のうちの金額でいくと合計で24,000円となります。荒代は簡単だから安い金額で抑えていたけれど、トータルでするなら24,000円でいいかなと思ったんだけど。どうだろうか？頼まれる方の考え方がかなり重要で。もっと高い方がいい？

4 番 委 員	いいえ、24,000円でいいかと。
3 番 委 員	邑南町に合わせて方がいいんじゃないでしょうか？
会 長	そう思う？
3 番 委 員	一番高いし。
会 長	最初そう考えたんだが、トータルで。最初別々で考えたんだけど、一括で春の植代まで24,000円というのはどうですか？
7 番 委 員	ここに一括作業を設けるということですか。いままでなかった？
会 長	邑南町だけ一括を設けている。
7 番 委 員	川本町もない。
会 長	美郷町はトータルで24,000円です。
7 番 委 員	足せばそうなる。
会 長	足せばそうなる。
事 務 局	ということはロータリーから植代までということで24,000円ということを追記ですね。
会 長	ディスクハローなんかする人はいる？君谷の方で見たことはあるんだが。ありますか、農地集積相談員さん？
農地集積相談員	うちは持っています。
会 長	入っているんだな、ディスクハローが。一緒だね。まあディスクハローをすれば荒起こしはかけないから。一緒の事だね。
農地集積相談員	ただ荒代が手間がかかりますが。

会 長	トータル24,000円を記載してよろしいですか？
農業委員全員	はい。
会 長	別に頼む人がおられるなら。このままでいきましょう。
事 務 局	あとは据え置きということで。一般作業賃金も1,000円のままで。
5 番 委 員	それは上げた方がいいと思います。最低賃金よりも、もうちょっと色を付けた方が。
7 番 委 員	1,100円ぐらいにすれば。
会 長	それでいいですか？
事 務 局	では一般作業賃金は1時間当たり1,100円ということで。
会 長	オペレーターは？オペレーターということは機械を持ち込まないということだから。人だけだから。
7 番 委 員	技術料が入っているから。誰でも機械を使えるわけではないから。
会 長	だがそういうことはあるの？
5 番 委 員	ないと思います。
7 番 委 員	だからこれはそのままでもいいと思います。そんなに上げてても下げてても一緒です。大体機械と一緒に来る。オペレーターだけ来てください、機械は準備しますということはないでしょう。それなら自分でされますよ。大体セットですよ。
会 長	ではオペレーターはどうしますか？このままでいいですか？
5 番 委 員	でも一般作業員賃金を1,100円としたら200円しか違いがありませんよ。技術料が200円ぐらい？

3 番 委 員	1, 500円ぐらいでいいんじゃないでしょうか。
5 番 委 員	邑南町が高いような気がするけど。1, 500円ぐらいでどうでしょう。
1 2 番 委 員	技術料もあるかもしれないけど、オペレーターより草刈りの方が大変ですよ。
5 番 委 員	確かにね。暑いときではあるしね。
1 2 番 委 員	オペレーターは機械に乗っているだけで済むけど。
会 長	今頃はクレーンが効いているからね。コンバインもトラクターもクレーン付きだから。その代わりクレーンが効かない分は最悪だよ。
5 番 委 員	草刈りを1, 800円ぐらいにする？
会 長	森林組合が今いくらで請け負ってる？7番委員ご存じないですか？
7 番 委 員	以前はいくらだったかな？まあそこは機械や燃料を負担するからな。
会 長	これも一緒だよ。
8 番 委 員	森林組合頼むときにはこれでどうでしょうと聞きますが。
1 3 番 委 員	今別府の方では1, 600円ぐらいで請け負うんじゃないかな。
1 2 番 委 員	多分農業委員会の昨年度の標準賃金表を使っているのでしょうか。
会 長	草刈りは上げていかないといけないと思う。
7 番 委 員	でも大変だよな。見てやらなければいけないし。
8 番 委 員	まあする人との交渉ですよな。

会 長	まあ面積は自分でわかっているから。頼む人は。
3 番 委 員	あくまで基準なんで。あとは個人間の自由だと思うので。今ちょっと高めにしてあげれば。誰かが1,800円を基準にしておいて。
会 長	1,800円が基準ではあるが、1,600円でいいよとなれば頼みやすくなるし。
1 3 番 委 員	一般作業賃金が1,000円というのは時給でしょ。
1 2 番 委 員	だから一般作業賃金を1,100円として、あとどうするか。
会 長	草刈りを1,800円？ 邑南町より70円安いですといえいいと思うが。
事 務 局	邑南町は昨年よりも1割上げているんです。1,700円から。
会 長	その計算ならオペレーターはいくらになる？
事 務 局	1,430円になります。
会 長	では1,400円だ。オペレーター1,400円。草刈り1,800円で。
5 番 委 員	農薬散布4,300円が安いような気がするんですが。どうでしょうか。
会 長	農薬散布？
事 務 局	農薬散布。動噴のですね。表の真ん中あたりですね。
1 3 番 委 員	2,500円。これ反当だろう。
7 番 委 員	3,000円にあわせる？

会 長	動噴と言えどどんな分かな？粉かな？
7 番 委 員	粉でも粒でもなんでもあります。
会 長	粉を使う人いる？
7 番 委 員	粒じゃないのかな？
会 長	だいたい液剤散布が多いが。
7 番 委 員	それは車に積んで持って歩くのでは？
会 長	動噴はタンクかな？
1 2 番 委 員	表の下の段が背負い式で、うちは決めていないということで。まあこんなものでは。
会 長	こんなものでいいと思います。1反当たりなら
5 番 委 員	風向きによっては、すごく粉などにまみれている時がありますよ。
8 番 委 員	でも頼まれたらそういうふうにするよね。背負って。
5 番 委 員	また暑いときに作業するし。
8 番 委 員	いや、最初の肥料をまく時だから。あとはドローンでやります。
1 2 番 委 員	邑南町の方は5,000円はドローンは別とあるから、正味5,000円か。ちょっと高いです。
会 長	高いよね。薬剤も込みなら。別ですよ。
農地集積相談員	他の人から頼まれることはないです。
8 番 委 員	うちは何件かはあります。個人的に。

12番委員	せめて2,500円だからね。1町すれば25,000円。いいんじゃないでしょうか。
13番委員	1反するぐらいで10分かかるかな。
8番委員	かかりますよ。1つじゃないから。農薬も肥料も。肥料も2つぐらいはあるから。結構かかるよ。
会 長	肥料は含まれていないよ。
12番委員	農薬散布だけです。肥料は今頃側条機でやってもらえる。
会 長	肥料を手で撒いているの？
8番委員	手では撒かないけれど。
会 長	動噴を背負ってやっているの？丁寧な稲作りをしていますね。
12番委員	背負い式を入れれば。私は2,500円でいいと思います。
会 長	私もそれでいいと思います。
12番委員	背負い式になれば少しは違うかもしれませんが。
会 長	田植機に肥料をまく装置が付いていますが。あと追肥もですか。
8番委員	追肥も。最初から手で撒いてくれという人がいるので。
会 長	別料金をもらえばいいのでは。一般作業賃金で対応すればいいのでは。
8番委員	面倒くさいんですね。田植機に入れて、肥料が残るじゃないですか。それを返さなければいけない。
会 長	そういうことがあるんですか。
8番委員	この肥料を撒いてくれということでしょう。そうすると残った肥料は

	次の場所に行っても、それは使わないからと言われたりして。
会 長	難儀なことですね。
1 2 番 委 員	それは相対で決めてもらうしかないかな。まあ一応目安だから。
会 長	飯南町でも100円上がっているのか。こんなもんじゃないかな。
5 番 委 員	川本町の3,000円に合わせたらどうですか。10アールするのにどのくらい時間がかかるんですか。
会 長	そんなにかかりませんよ。
5 番 委 員	1時間で終わらないでしょう。
会 長	そんなにかかりませんよ。
1 3 番 委 員	そんなに2時間も3時間もかかりませんよ。
1 2 番 委 員	そりゃ粉ですの方がよっぽど早い。
会 長	まあタンクは決まっているから、500リットルは入れることはできない。300か400ぐらいか。
1 2 番 委 員	準備からして粉の方が早い。いい圃場ならいいけど、うちは圃場の片方しか道がないから。
5 番 委 員	大変じゃないですか。
1 2 番 委 員	でも時間はかからない。粉の方がもっと早いということはあるけど、こんなものだと思います。
5 番 委 員	粉は動噴の中には入らないの？
会 長	それは動散だな。動力散布機だ。これは動力噴霧器だ。液体と粉の違いで、機械は全然違う。

5 番 委 員	でも一緒にして動噴の粉じゃないのですか。
会 長	わからない。今頃粉でやる所があるのかなと。どうしましょう。2,500円?3,000円?上げて3,000円ですね。3,000円にしますか。川本町に合わせましょう。あとコンバインが邑南町24,000円。うちは去年上げて22,000円。どうですか?
7 番 委 員	いいんじゃないでしょうか。
会 長	これでいいですか。バインダーなど頼まれることはありますか?
13 番 委 員	ないですね。
会 長	ないのは現状維持にしましょう。ハーベスターも据え置きですね。あと残りは乾燥もこのままでいいですね。粃摺り、調整。これはなんだろう。
13 番 委 員	これは粃摺りして選別するんだろう。調整というのは選別するんだろう。
会 長	なら500円で。
13 番 委 員	今頃色彩選別はセットになっているのがあるよね。
会 長	私はセットになっている花の谷でやってもらいました。
5 番 委 員	田植機は?
会 長	田植機はどうしましょうか。今年はどうなるかわかりませんが、邑南町は高いな。上げますか?多分川本町も上げるでしょう。上げるなら今ですね、米が高いから。
12 番 委 員	今年は下がるでしょう。
会 長	田植こそ1時間で3反ぐらい植えるでしょう。どうしましょうか。

12番委員	まあ機械の値段が上がっているから1,000円ぐらい上げても。
会 長	9,000円ですか。では側条は10,000円ですね。これでいいですか。
5番委員	機械植えと側条はどう違うんですか？
12番委員	肥料を撒く機械がついているんです。
5番委員	肥料を撒くんですか。だから高いんですね。
12番委員	側条のセットというか、1個が15万円以上しますからね。5条植だとその5倍。
会 長	そんなに高いんですか。
12番委員	昔12~3万円でしたが、今は1条当たり15万円ぐらいします。多少高くしても。
会 長	畔塗りは60円でいいね。1m当たり。
事務局	では一度変更したところを読み上げましょう。変更した点だけ読み上げをします。耕起から代かきまでの一括を24,000円を追加して記載することと、田植えの機械植えが9,000円、側条が10,000円、農薬散布の動噴が3,000円、オペレーター1,400円、一般作業賃金1,100円、草刈り1,800円が変わったところで、あとは変更無しです。ご審議ありがとうございました。こちらは来月の町広報に掲載します。
会 長	続きまして、報告第1号について事務局の説明をお願いします。
事務局	では報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」についてです。資料は15ページです。今回2件の届出がありました。まず1件目。所在地は亀村◎◎◎◎他計6筆。現況地目及び登記簿地目は田が4筆、畑が2筆です。面積は5,236㎡です。所有者は亀村在住の●

	<p>●●●さんでしたが、この方が昨年7月に亡くなられて、相続人でおられる邑南町在住の○○○○さんに所有権が移されました。続いて2件目、資料16ページです。所在地は宮内………ほか計9筆、現況地目及び登記簿地目は田が6筆、畑が3筆です。面積は9,601㎡です。所有者は宮内在住の▲▲▲▲さんでしたが、この方が昨年5月に亡くなられて、相続人でおられる松江市在住の△△△△さんに所有権が移されました。</p> <p>場所ですがまず1件目、資料17ページ、こちらに浜原の亀村の航空写真ですけど、黄色の印がしてあるところが対象となる農地です。続いて資料18ページ、こちらが宮内1の奥の方の航空写真です。黄色い印がしてあるところが対象となる農地です。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>●●●●さんの田は荒れてるのかな？</p>
<p>事 務 局</p>	<p>●●●●さんの農地は、写真の向かって左側の方は一般社団法人▼▼▼▼が利用権設定をしています。資料18ページの▲▲▲▲さんの農地ですが、写真の真ん中の大きい田は宮内のほ場整備にかかる場所です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ということは引き続き耕作する人がいるということですね。という報告でした。以上で議事の方を終わります。</p> <p>(議事終了後、次回の総会の日程調整と次回の総会開催時に1年分の農地パトロール報告書を持ってきてもらうよう依頼し、閉会した)</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 新田晋太郎

議事録署名者 島田 裕一